

保谷苑短期入所生活介護施設 契約書

様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人都心会（以下「事業者」といいます。）は、利用者が、事業者の設置経営する保谷苑短期入所生活介護施設（以下「保谷苑」といいます。）に入所してその居室及び共用施設等を利用して生活するとともに、保谷苑は提供する保谷苑短期入所生活介護施設のサービス等を利用することについて、次のとおりの保谷苑短期入所生活介護施設契約（以下「この契約」といいます。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1、事業者は利用者に対して、介護保険法令及び厚生労働大臣告示の趣旨に基づいて、この契約に定めるところによる「保谷苑」の居室及び共用施設等を利用させ、介護福祉サービス（以下「施設サービス」といいます。なお、この「施設サービス」の具体的な内容は、別添の「施設サービス利用書」に定めるとおりとします。）を提供し、もって利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- 2、利用者は事業者に対し、前項による「保谷苑」の利用及び「施設サービス」の提供に対して、介護保険法令及び厚生労働大臣告示、並びにこの契約に定めるところによる利用料を支払います。

第2条（用語の説明）

この契約書に用いられている用語の説明をします。

- 1、「事業者」とは社会福祉法人都心会をいいます。
- 2、「利用者」とは、短期入所生活介護保谷苑の利用者をいいます。
- 3、「保谷苑」とは、事業者が設置経営する短期入所生活介護施設保谷苑をいいます。その概要は、「短期入所生活介護施設保谷苑重要事項説明書」（以下、「重要事項説明書」といいます。）のとおりです。
- 4、「保谷苑の職員」とは、介護保険法令及び厚生労働大臣告示で定める事業者の従事者であって、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、調理員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士等）、介護支援専門員等それぞれ専門性を有し、利用者のサービスを担当する者

をいいます。

- 5、「保谷苑短期入所生活介護施設、利用申込書」（以下「利用申込書」といいます。）とは、利用期間や利用者または家族が希望する具体的なサービス内容等定めた書面（別添）をいいます。
- 6、「施設サービス利用書」とは、保谷苑において利用者へ提供する具体的なサービス内容と利用期間、利用料を定めた書面（別添）をいいます。

第3条（短期入所生活介護サービス計画の作成）

- 1、利用期間が4日間以上の場合、保谷苑は、介護支援専門員が利用者の「短期入所生活介護サービス計画」（以下「ケアプラン」といいます。）を作成します。
- 2、利用者の心身の状況、病歴を始め、解決すべき課題等を把握したうえ、利用者又は家族の希望を考慮して、保谷苑の職員と協議して「ケアプラン」の案を策定します。
- 3、前項の「ケアプラン」の案を利用者または家族にその内容及び効果について、他の選択肢を含めて説明し、その同意または選択を得たうえで「ケアプラン」を決定します。
- 4、「ケアプラン」は、利用者または保谷苑から変更を申し出ることができません。この場合も前2項と同様の方法により変更し決定します。
- 5、「ケアプラン」が作成されている場合は、前3項と同様の方法で確認、決定し、サービスを提供いたします。
- 6、「ケアプラン」の作成費用は無料です。

第4条（施設サービス利用書の作成）

- 1、保谷苑は利用者との話し合いの上、前条の施設ケアプランに基づいて、保谷苑における具体的なサービスの利用及び提供の内容を定め、その利用料の説明をし、同意を得て「施設サービス利用書」を作成します。

第5条（短期入所介護の提供場所・内容）

- 1、短期入所生活介護の提供場所は、保谷苑です。所在地及び設備の概要、および利用できるサービスの種類、内容は、「重要事項説明書」のとおりです。事業者は、「重要事項説明書」に定めた内容については、利用者およびその家族に説明します。

- 2、事業者は、「利用申込書」等により、利用者の希望、状態等に応じて、「重要事項説明書」に定める各種サービスを適切に提供します。
- 3、事業者は、「ケアプラン」が作成されている場合には、「施設サービス利用書」を作成の上、計画に沿ってサービスを提供します。
- 4、利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第6条（運営規程の遵守）

- 1、事業者は、保谷苑の運営については、関係法令及び厚生労働大臣告示を初め別に定める運営規程及び「重要事項説明書」の規定の全部を遵守します。
- 2、事業者は、常に「重要事項説明書」に規定している職員を配置し、利用者の施設サービスに当たさせます。
- 3、保谷苑は、非常災害に関する具体的計画を立てて、定期的に必要な訓練をします。
- 4、保谷苑は、保谷苑の設備及び利用者の衛生管理について配慮し、必要な場合は適切な措置を講じます。
- 5、保谷苑は、利用者に疾病等、通院又は入院治療の必要が生じた場合は、協力医療機関もしくは、あらかじめ入居者から申し入れがあった医療機関に必要な措置を講じます。ただし、救急等これによりがたい場合は、所要の措置を講じる場合があります。
この場合、あらかじめ届出のあった利用者の家族に連絡します。
- 6、事業者は、地震、天災等その他事業者の責に帰すべきでない事由により施設サービスの提供ができない場合は、運営規程の履行の責任を免れる場合があります。

第7条（施設サービスの記録）

- 1、保谷苑は、施設サービスの実施状況について記録（以下「ケース記録」といいます。）を作成します。
- 2、保谷苑は、ケース記録をこの契約終了後、2年間保管します。
- 3、利用者及び利用者の承諾を得た家族は、保谷苑に対して「ケース記録」の閲覧及びそのコピー（有償とします。）を請求することができます。

第8条（プライバシーの保護）

- 1、保谷苑及びその職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らしません。前条の入居者のケース記録についても、同様に取り扱いします。
- 2、保谷苑は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供するには、あらかじめ文章による同意を得ることとします。

第9条（利用料）

利用者は事業者に対し、施設サービスの対価として、次の利用料を支払います。

- 1、介護保険法令及び厚生労働大臣の告示によって定められた基本料金の金額から、事業者が代理受領する介護保険報酬の額を差し引いた差額金額（利用者一割負担分）と、居住費、食費、送迎に要する費用、日常生活などにかかる費用として、契約書別紙に定める利用料の合計とする。
- 2、前項の基本料金以外で、介護保険の対象外のサービスに対して、事業者が「重要事項説明書」をもとに、利用者の同意を得て算定して定めた利用料金。
但し、関係行政機関等から助成等がある場合は、その助成額を差し引いた金額とします。
- 3、利用料の算定は、日額とします。ただし、入所日、退所日も含みます。

第10条（利用料の支払方法）

- 1、事業者は、前9条によって定められた利用料を支払うものとし、利用料の合計額の請求書に明細を付して、ショートステイ利用月の翌月の15日前後に交付します。
- 2、利用者は、前項によって示された利用料の請求金額を、事業者の指定する方法（「重要事項説明書」明記）で支払うものとします。
- 3、事業者は、関係法令及び厚生労働大臣の告示の改正によって、第9条第1項の基本料金に変更があった場合、並びに第9条第2項の料金の変更をしようとする場合は、事前に利用者に対して説明します。
- 4、利用者は、前項の変更に同意できない場合は、文章によってこの契約を解約することができます。

第11条（事業者及び保谷苑の職員の義務等）

- 1、事業者及び保谷苑の職員は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の意思を尊重し、かつ、その心身の状況及び生活の状況に配慮するとともに、利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
- 2、事業者及び保谷苑の職員は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急その他やむを得ない場合を除いては、身体的拘束や行動の制限を行わないものとします。
また、事業者は利用者に対して、体罰や虐待等の行為はいたしません。

第12条（利用者の協力義務等）

- 1、利用者は、保谷苑の利用に当たっては、他の利用者等の利用にも十分な配慮をして、保谷苑の本来の用途に従って、十分な注意をもって利用することとします。
- 2、利用者は、自己責任の立場を尊重し、自分を傷つけ、他人に害を及ぼすような危険性のある行為は行わないようにします。
また、利用者は、自ら健康の維持管理に努め、体調の変化等については自ら進んで保谷苑の職員に申し出ます。
- 3、利用者は、事業者、保谷苑の職員又は、保谷苑が管理上必要と認めた業者等が施設サービス、または安全、衛生等の管理上の必要から、居室内に立ち入り、必要な措置を行うことを認めます。
- 4、利用者は、事業者または保谷苑の職員が、施設サービスの必要上入居者の心身の状態及び生活の状況、病歴等についての調査や質問を行うことに対して、協力するものとし、また、不実の告知は行わないこととします。
- 5、利用者及び利用者の家族は、利用者のライフスタイル等で施設サービス上必要があると思われる事項、または参考になる情報について、事業者または保谷苑の職員に対してあらかじめ申し出るなど、情報を提供することに協力します。
- 6、利用者は、事業者及び保谷苑の運営管理の必要上から居室等の移動を求められた場合、これに協力します。
- 7、その他、利用者の同意によって作成された施設サービス計画や保谷苑の行事等については、可能な限り参加するなど、自らの健康の維持管理や楽しみを持つことにします。
- 8、その他、外出の際の事前の届け出とともに、重要事項説明書等に定めている諸手続きを行うこととします。

第13条（利用者の禁止行為）

利用者は、保谷苑内で次の行為をすることはできません。

- 1、保谷苑の施設や関連施設を損壊する行為、並びに保谷苑の職員及び他の利用者に危害を加える行為
- 2、危険物やあらかじめ事業者が禁止している物品を持ち込むこと。
- 3、事業者及び保谷苑の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼす恐れのある宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 4、定められた場所以外で喫煙すること
- 5、定められた場所、時間以外で飲酒すること

第14条（緊急時の対応、事故等）

- 1、職員は、ご入居中のご利用者様の病状の急変が生じた場合、速やかに119番通報、医療機関等に連絡を取り必要な措置を講じます。
- 2、事業者は、この契約に基いて施設サービスを提供するに当たって、事業者もしくは保谷苑の職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。
但し、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは保谷苑の職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を考慮してその賠償額の減額または免除することができるものとします。
- 3、利用者は、保谷苑において、故意または過失若しくはこの契約上の利用者の義務に違反して、保谷苑の職員または他の利用者に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項の但し書きを準用します。
- 4、事業者及び利用者は、前2項の損害賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第15条（契約の終了事由）

この契約は、次の事由が生じた場合、終了します。

- 1、利用者が死亡した場合
- 2、事業者が、第17条に基き、利用者に対して文章により解除の通告をした場合、その予告期間が満了した日

- 3、利用者が、第18条によって、事業者に対して文書により解約の申し入れをした場合
- 4、利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
- 5、利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が次の事由に該当する場合は、この契約を解除することがあります。この場合、理由を示した文書で通告します。

- 1、利用者が、入居に際して、心身の状況もしくは病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、そのためこの契約を継続し難い重大な事由があると認めた場合
- 2、利用者が、この契約に定める利用者が支払うべき利用料の支払いを3か月以上遅延し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、支払わない場合
- 3、利用者が、第13条に定める利用者の義務に違反し、または著しい不信行為を行うなどによって、この契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- 4、事業者は、前項において契約解除をする際は事前に利用者の介護支援専門員に連絡します。

第17条（利用者からの契約解除）

利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、次の事由がある場合は、事業者に対して文書で通知することにより、この契約の解除を申し入れることができます。事業者は、特段の事由がない限り、これに応じます。

- 1、保谷苑を利用したくないと希望した場合
- 2、事業者の提供する施設サービス計画、重要事項もしくは施設サービスに同意できない場合
- 3、事業者及び保谷苑の職員がこの契約に違反し、利用者の権利を侵害されそのため保谷苑に継続して利用し難いと判断した場合
- 4、他の利用者等からいじめ、虐待または権利を侵害され、もしくは侵害される恐れがある場合において、事業者が適切な対応を行わないと判断した場合

第18条（退所時の義務）

- 1、利用者は、この契約の終了により、保谷苑から退居する際には次の義務を履行しなくてはなりません。
 - (1) 利用料の清算支払い義務
 - (2) 原状回復の義務
 - (3) 損害賠償の支払い義務
- 2、利用者が退居して1か月以内に残置物の引取り先が不明の場合、もしくは引取らない場合は、事業者は、利用者及び入居者の家族がその所有権を放棄したものとみなして、処分します。

第19条（契約期間）

- 1、この契約期間は要介護認定の有効期間満了日までとします。契約期間中の利用期間は、「保谷苑施設サービス利用書」のとおりです。
- 2、利用者は、事業者に対して利用期間の変更を申し出ることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 3、利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。

第20条（利用開始前のサービスの中止）

- 1、利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2、利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの利用を中止をした場合は、利用者に対して、「重要事項説明書」に定める計算方法により、1日分の利用料をキャンセル料として請求することができます。この場合の支払方法は、前第10条（利用料の支払方法）のとおり行うものとします。

第21条（利用期間中のサービスの中止）

- 1、利用者は、事業者に対して退苑を希望する日の前日までに申し出ること

- により、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2、事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。
 - 3、利用者が体調不良や、けがなどで入院した場合、退苑となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第22条（緊急時の対応）

- 1、事業者は、利用者の利用期間中に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに必要な措置を講じます。
- 2、利用者またはその家族は、利用期間中の連絡先を事前に事業者に届け出るものとします。

第23条（相談・苦情対応）

- 1、事業者は、施設サービスの提供に関して、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置いたします。
- 2、利用者は、前項の相談、苦情の申し立てをすることによって、いかなる差別処遇も受けません。

第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

第25条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第26条（付則）

この契約は、別添の「重要事項説明書」と併せて一体となって構成する

ものとしします。

但し、利用手続き等の都合上、「施設サービス利用書」が未完成の場合であっても、契約の効力は生じるものとしします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとしします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者名

事業者

事業者名 社会福祉法人 都心会
住 所 東京都西東京市栄町3丁目6番2号
代表者名 理事長 多久島 靖子 印

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印